

指定管理者の候補者の選定結果について

1 対象施設

青森県視覚障がい者情報センター（青森市大字石江字江渡 5 番地 1 号）

2 指定管理者の候補者名

一般社団法人青森県視覚障害者福祉会（青森市石江字江渡 5 番地 1 号）

3 選定理由

青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館等指定管理者審査委員会の審査の結果、一般社団法人青森県視覚障害者福祉会が指定管理者として適当であると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

候補者の評価内容

- ・ 当該施設の主たる利用者である視覚障がい者当事者が代表となり組織されている団体であり、利用者の様々なニーズに適切に応える事業が期待できる。
- ・ 収支計画と事業計画書に示している内容の整合性が図られているものの、団体の維持・向上のためには今後、新たな収益事業も考えていく必要がある。
- ・ 業務水準書で規定する適切な施設の管理運営を行う能力や基盤についても、総合的に良好と認められる。
- ・ 当該施設の指定管理者としての管理運営実績がある（平成 18 年度～令和 6 年度）。

4 申請団体数

1 団体

5 選定の方法

(1) 審査基準及び配点

| 選定基準の項目 | 審査基準の項目 | 内容 | 配点 |
|---------------|--------------------------------|------------------------------------|----|
| 1 県民の平等な利用の確保 | (1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 | ①施設の設置目的を理解しているか | 10 |
| | | ②申請者が提案した管理運営方針は、県が示した管理の方針に沿っているか | |
| | | ③団体の経営モラルは適切か | |
| | (2) 平等な利用を図るために具体的な手法及び期待される効果 | ①事業等の内容が設置目的等に即しているか | |
| | | ②利用者等への配慮はされているか | |

| 選定基準の項目 | 審査基準の項目 | 内容 | 配点 |
|----------------------|---------------------------------|---|-----|
| 2 施設の効用の最大限の発揮 | (1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 | ①年間の広報計画の内容はどうか ②利用者の増加を図るための取組内容はどうか | 2 5 |
| | (2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | ①サービスの向上のための取組内容はどうか ②事業の提案は県が意図した企画となっているか ③全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか | |
| | (3) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | ①施設管理、安全管理は適切か | |
| 3 施設の効率的な管理 | (1) 施設の管理運営に係る経費の内容 | 提案額が相対的に妥当なものであるか | 2 0 |
| 4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力 | (1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | ①収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか ②収支計画の実現可能性はあるか | 3 5 |
| | (2) 安定的な運営が可能となる人的能力 | ①人員体制は十分か ②職員採用、確保の方策は適切か ③職員の指導育成、研修体制は十分か | |
| | (3) 安定的な運営が可能となる経済的基盤 | 団体の財務状況は健全か | |
| | (4) 個人情報の適正な取扱いの確保 | ①適切な情報管理体制が整備されているか ②職員に対する周知が十分なされる内容か | |
| | (5) 類似施設の運営実績 | 類似施設を良好に運営した実績はあるか | |
| 5 県内の産業・雇用へ配慮すること | (1) 県内の産業振興、県内からの雇用確保の実現の可能性 | ①県内に主たる事務所を置く団体であるか。 | 1 0 |

(2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

(3) 審査委員

委員長 工藤 康成 (青森県健康医療福祉部次長)

委 員 千田 昭裕 (青森県健康医療福祉部障がい福祉課長)

委 員 工藤 英明 (青森県立保健大学准教授)

委 員 西谷 俊広 (西谷俊広公認会計士事務所代表)
 委 員 玉川 孝一 (社会福祉法人青森県共同募金会常務理事兼事務局長)

(4) 審査の経過

令和6年6月10日 第1回審査委員会（審査基準等の決定）
 令和6年9月19日 第2回審査委員会（ヒアリング及び審査）

6 審査結果

| 審査基準 | 申請者 A | 配点 |
|--|----------|------------------|
| 1 県民の平等な利用の確保 (1)施設の設置目的及び県が示した管理の方針 (2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 | 42 | 50 (10点×5名) |
| 2 施設の効用の最大限の発揮 (1)利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 (2)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 (3)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | 98 | 125 (25点×5名) |
| 3 施設の効率的な管理 施設の管理運営に係る経費の内容 | 96 | 100 (20点×5名) |
| 4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力 (1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2)安定的な運営が可能となる人的能力 (3)安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4)個人情報の適正な取扱いの確保 (5)類似施設の運営実績 | 129 | 175 (35点×5名) |
| 5 県内の産業・雇用への配慮 (1)県内に主ある事務所を追う団体 | 50 | 50 (10点×5名) |
| 総得点 | 415 | 500 (100点×5名) |
| 順 位 | 1 | |